

地域活動創出のための連続講座運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本市では自治会をはじめとする地縁型組織や市民活動団体の高齢化が進み、地域の課題解決に取り組む担い手の確保が喫緊の課題となっている。しかしながら、実際に地域で活動する一人ひとりの動機や目的は、地域課題の解決という公益性を一足飛びに目指すものではなく、個人的な関心や興味、参加者間の交流といった私益・共益の面から始まることも多い。

そこで、地域でつながりが欲しい人や地域でやってみたいことがある人を対象にした連続講座を実施し、地域活動のスキルやノウハウ、考え方を学ぶことで、公益性を意識した活動の創出を目指す。地域の新しい担い手づくりはもちろん、参加者同士また地域活動の実践者とのネットワークの構築により、講座後の暮らしをより豊かなものにする 것도目的とする。また、講座終了生には令和8年度地域活動応援補助金※も案内し、補助金の有効活用にもつなげる。

講座運営は、一人ひとりの自主性・自発性を活かした市民活動支援の経験が豊富にある事業者に委託することで、より実践的で効果の高いプログラムを提供するものとする。

※参考 令和7年度生駒市地域活動応援補助金「まちのわ」(<https://www.city.ikoma.lg.jp/0000037226.html>)

- (2) 業務名 地域活動創出のための連続講座運営業務
- (3) 業務内容 別紙「地域活動創出のための連続講座運営業務仕様書」参照
- (4) 業務期間 契約締結日～令和8年3月25日（水）

2 業務に要する費用（予定価格）

1,743,500円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 公示日現在から受託候補者特定の日まで本市による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規程により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと
又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体において法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 公示日から過去5年間に於いて、地方公共団体等から市民公益活動の創出や地域の担い手づくりを目的とした連続講座を受託した実績があること。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和7年7月22日（火）正午まで（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。

（提出先）lalaport@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日 令和7年7月29日（火）16時頃から

(4) 回答方法 生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 提出届及び各種証明書 原本1部

ア 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）

イ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）の写し【提案時点で発行から3か月以内のもの】

ウ 最新の事業年度の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）の写し

エ 誓約書（暴力団排除関係）（様式3）

※本市の物品・委託業務の一般競争（指名競争）参加資格申請書を提出している者については、イ～エを省略することができる。

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本5部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）

ア 会社概要（様式4）

イ 業務実績調書（様式5）及び該当する業務の受託実績を証明できる契約書の写し等の資料。ただし、企画運営に関わったことがわかるURLがあれば、それを記載することで資料の提出があったものとみなす。

ウ 業務責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

エ 再委託調書（様式7）

※再委託する場合にのみ提出すること。

※本業務の一部を再委託する場合は、再委託の必要性やその理由を企画提案書に記載すること。ただし、業務の主たる部分は、再委託してはならない。

オ 参考見積書（任意様式）

※事業の実施に係る概算費用を、内訳がわかるように項目ごとに記載すること。

※発行責任者及び担当者氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略可能。

カ 企画提案書（任意様式）

（2）企画提案書作成要領

① 様式等

ア 企画提案書には事業者名は記入しないこと。

イ 提案書類のサイズは原則としてA4縦長を基本とする。

ウ 企画提案書のページ数は企画提案書提出届を除いて6ページ（片面刷り）以内で簡潔に記載し、各ページにページ番号を記載すること。

エ 文字サイズは11ポイントを基本とすること。

オ モノクロ、カラーは問わない。

カ 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とし、正本と副本とが識別できるよう提出すること。

キ 提出期限以降、企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えはできない。

②記載項目

概ね以下の内容を記載すること

ア 本業務に対する基本的な考え方

業務目的に対する理解や提案にあたっての方針を記載すること。

イ 講座プログラムと活動への導線

講座タイトル案、プログラムの全体構成と講座概要、スケジュール、参加者が講座終了後に活動を始められるための工夫を記載すること。

ウ 本業務の実施体制

本業務に従事する人(様式6に記載の業務責任者以外の担当者、必要な場合は外部講師も含む)の業務経歴を記載すること。なお、業務責任者は必ず第2次審査に参加すること。

エ 追加提案

仕様書に記載しているもの以外に、予定価格の範囲内で本業務の目的を達成するために有効な手段・方法があれば、追加提案の内容を記載すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年8月14日(木) 正午まで(必着)
- ② 提出場所 生駒市市民活動推進センターららポート(〒630-0257、元町1丁目7-6)
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること
※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者4者を選考する。ただし、提案者が4者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング等による審査を実施する。

- ・実施日 令和7年8月22日(金)

(2) 第2次審査(プレゼンテーションとヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションとヒアリング等を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、評価点が54点に満たない場合は、特定者なしとできるものとする。

- ① 実施日 令和7年8月27日(水)
実施時間、場所等については別途通知する(オンラインによる参加も可)。
なお、第1次審査を省略する場合も、令和7年8月27日(水)に実施する。

- ② 出席者 3名以内とする

③ 説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、15分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認め

ない。

- エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を企画提案書の提出のあったアドレスに電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき、審査する。

(1) 業務実績

20点／100点

評価項目	評価の基準・着眼点	配点
業務実績	過去5年間に同種業務（地方公共団体等が発注する市民公益活動の創出や地域の担い手づくりを目的にした連続講座）の実績があるか。	10
業務責任者の実務実績	過去5年間に同種業務（地方公共団体等が発注する市民公益活動の創出や地域の担い手づくりを目的にした連続講座）の企画運営に携わった実績があるか。	10

(2) 参考見積書（見積金額に関する評価）

10点／100点

(3) 企画提案の内容・ヒアリング

70点／100点

評価項目	評価の基準・着眼点	配点
業務への理解	基本的な考え方は、本業務の目的や課題を理解した明確で適切なものか。	10
講座の構成力	地域に関わりの乏しい人でも参加しやすく、知識の提供と個人ワーク等がバランスよく含まれたプログラムか。	15
活動への導線	地域活動への関心を高め、参加者が講座終了後に活動を始められる企画になっているか。	15
実現性	事業運営を確実に遂行できるスケジュールや体制か。	10

企画提案の 明瞭度、意欲	提案書が明確・倫理的で説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分なノウハウや技術、熱意及び意欲を有しているか。	10
追加提案	業務実施にあたって、仕様書に明記された業務以外に提案者の強みを生かした追加提案があるか。(加点)	10

8 日程

公告	令和7年7月15日(火)
質問受付締切	令和7年7月22日(火) 正午まで
質問回答	令和7年7月29日(火) 16時頃からHPに掲載
企画提案書等受付締切	令和7年8月14日(木) 正午まで
第1次審査	令和7年8月22日(金)
第2次審査	令和7年8月27日(水)
結果通知	令和7年9月 1日(月) (予定)
契約締結	令和7年9月中旬 (予定)
業務開始	令和7年9月下旬 (予定)

9 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、「2 業務に要する費用（予定価格）」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
 - (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
 - (5) 企画提案書に記載した、配置予定の担当者等の人員やその配置は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定する。
 - (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、提案者が事業を営むうえで、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合にはあらかじめ文書により申し出ること。
- なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市市民活動推進センターららポート（担当 高田、西田）

生駒市元町1丁目7-6 電話 0743-75-6000

メールアドレス lalaport@city.ikoma.lg.jp